

香川県環境影響評価条例の一部改正について

1 概要

- 環境影響評価とは、道路や発電所の建設など大規模な開発事業を行う事業者が事業の内容を決めるに当たって、事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、住民や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度である。
- 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象としている環境影響評価法が制定・運用されているほか、本県では、同法の適用規模の上乗せや県独自の対象事業（工場・事業場、レクリエーション施設の造成など）の追加を行った香川県環境影響評価条例を定め、運用している。
- このたび、環境影響評価法の一部改正等を踏まえ、香川県環境影響評価条例の所要の改正を行う。

2 一部改正の内容

- (1) 過去に環境影響評価を実施した工作物を建て替える場合は、配慮書（※1）の手続において、周囲の概況等の調査を不要とし、既存事業の環境監視の結果等を踏まえた具体的な環境配慮の内容を整理することとする。（法施行日：令和 9 年 4 月頃）
 - ※1：事業の位置・規模等を決定する前に、環境保全のために適正な配慮をすべき事項についての検討結果を取りまとめたもの。
- (2) 知事は、事業者の同意を得た上で、事業者が作成した環境影響評価に係る書類を公開できることとする。（法施行日：令和 8 年 4 月 1 日）
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく促進区域（※2）内において行う地域脱炭素化促進施設（※3）の整備については、配慮書に関する手続を適用しないこととする。（法施行済み※4）
 - ※2：市町村が設定する「地域脱炭素化促進事業」を促進する区域。
 - ※3：「地域脱炭素化促進事業」の一環として整備される太陽光発電や風力発電等の施設。
 - ※4：令和 8 年度から、本県においても市町による促進区域の指定ができることとなるため、条例に同様の規定を導入する。
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定に基づく促進区域（※5）内において行う海洋再生可能エネルギー発電事業については、配慮書及び方法書（※6）に関する手続を適用しないこととする。（法施行日：令和 8 年 4 月 1 日）
 - ※5：洋上風力発電に適した海域として国が指定する区域。
 - ※6：環境影響評価の計画（どのような項目を、どのような方法で実施するのか）を示したもの。
- (5) 対象事業にダムの改築を追加する。（法施行日：令和 9 年 4 月頃）

（現在は新築のみを規定。従来からダムの嵩上げ等の改築は、ダムの新築の事業として運用していたが、条文上、明記するものである。）

3 施行日

- (1) ・ (5)：規則で定める日（令和 9 年 4 月頃）
- (2) ～ (4)：令和 8 年 4 月 1 日